

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

## 今月のトピックス

- 01 営業秘密の窃取で不当利益は 295 万新台湾ドル超、IT 企業の元エンジニアを起訴
- 02 インフルエンサーがオメガ高級時計の共同購入で権利侵害の嫌疑、二審判決で 70 万新台湾ドルの賠償命令
- 03 コラボ商品が著名 IP「我不是胖虎」の盗用で、40 万新台湾ドルの賠償命令判決
- 04 台湾の研究力が世界で輝きを放つ 2026 年エジソン賞で 16 賞を獲得

## 台湾知的財産権関連の判決例

- 01 特許実案意匠  
特許権者が明細書で特許請求の範囲における用語に特別な意味を与えているとき、その特別な意味で解釈
- 02 商標権  
他人の商標を意図的に模倣し、それに便乗した商標登録出願の認定

## 今月のトピックス

J260525X4

### 01 営業秘密の窃取で不当利益は 295 万新台湾ドル超、IT 企業の元エンジニアを起訴

台湾安華高科技股份有限公司 (Avago Technologies Taiwan Limited、以下「アバゴ台湾」) の元エンジニアであった李〇〇は職務上の立場を利用して、未公開とされている顧客からの注文、財務予測、機密扱いの会社上層部会議内容等を長期にわたり不正に窃取し、それらの資料を教材にまとめて対外的に有料の講座を開き、295 万新台湾ドル超の利益を得た疑いがあるため、台北地方検察署は事実証拠が明らかであると認め、(李〇〇を) 起訴した。本件は知的財産及び商事裁判所にて審理が行われる。

起訴状によると、李〇〇は 2012 年 8 月から 2025 年 3 月までの間、アバゴ台湾に勤務し、その親会社は米国のブロードコム (Broadcom Ltd.) である。李〇〇はフィールドアプリケーションエンジニア (FAE)、半導体ソリューション部門 (SSG) のエリアセールスエンジニアを歴任し、主に商品のプロモーション、顧客の案件処理、及びカスタマーリテンションを担当して、会社の内部業務とビジネス情報に精通していた。

検察側の調査によると、李〇〇は在職期間中に、会社従業員ハンドブック、倫理規定及びビジネス行動規範、インサイダートレードのコンプライアンスポリシー、専有情報 (機密情報) 及び発明に関する契約等の文書に署名し、さらに会社と秘密保持契約も結んでおり、企業秘密に対して秘密保持義務があることを明らかに知りながら、依然として私利私欲のためにリスクを冒した疑いがある。

李〇〇は会社から配給されたノートパソコンを使って内部の顧客注文分析システムにログインし、顧客の商品注文、財務予測、製品開発の進捗状況及び顧客リスト等の機密情報を違法に複製、ダウンロードした。さらに会社のクラウドストレージシステムにログインして、ブロードコムの社長兼 CEO である Hock E. Tan 氏と半導体ソリューション部門社長の Charlie Kawwas 氏が主催する上層部会議の動画やプレゼン資料を密かに録画したりダウンロードしたりした。その後それらをスクリーンショットしたり、撮影したりして、関連する内容を教材とした。2024 年 1 月から 2025 年 3 月までの間に 2 社からのオファーを受け、「ブロードコムの専門家 (原文: 博通專家)」という名称で、台北市の多くの場所で集中的に有料講座を開催し、その回数は 85 回に上った。

李〇〇は講座において直接ブロードコムの内部プレゼン資料を再生し、CEO が幹部会議で述べた内容を公に述べた。これは親会社の営業秘密を教材としたものであり、これにより得た講師料は 295 万 8000 新台湾ドルに上った。アバゴ台湾は告発文を受け取ったため、内部調査を行ったところ、機密漏洩を発見した。同社は証拠を収集して、法務部調査局新北市調査処に捜査を求めた。

検察側は、李〇〇が私益を貪り、従業員の忠実義務に重大に違反し、それが漏洩したビジネス情報は高い市場経済価値を有しており、会社も早くから合理的な秘密保持措置を採っており、営業秘密法の「営業秘密を知悉又は保持し、

許諾を受けずに使用又は漏洩する」罪及び刑法の背任罪等の罪を犯した疑いがあると認めた。二つの罪には法条競合の関係にあり、より重い刑で処断すべきである。一方で、犯行事件が集中し、法益侵害が同じであることを考慮して、(検察側は)接続犯の包括一罪として処断するよう裁判所に請求した。(2026年5月)

## J260522Y2

### 02 インフルエンサーがオメガ高級時計の共同購入で権利侵害の嫌疑、二審判決で70万新台湾ドルの賠償命令

インフルエンサーの史書華はそれが運営するFBファンページと共同購入サイトにてオメガ高級時計の共同購入イベントを行い、「創業160年のスイス高級ブランド、オメガとコラボ」と宣伝したため、スイス企業・オメガ(OMEGA SA)から告訴を提起された。知的財産及び商事裁判所の一審では史書華に50万新台湾ドルの賠償を命じる判決が出されていたが、上訴して二審では70万新台湾ドルの賠償と、FBファンページにおける(被害者側)勝訴の告知の掲載(30日間)を命じる判決が出された。

史書華は2023年4月にそのFBファンページ「シールド歯科医・史書華(原文:盾牌牙醫史書華)」、「邪教教祖・史伊森(原文:邪教教主史伊森)」及び「史医師の共同購入サイト(原文:史醫師團購網)」において、オメガ高級時計の共同購入イベントを行い、「創業160年のスイス高級ブランド、オメガとコラボ」と宣伝し、VVIP(訳注:VIPよりさらに特別対応の対象となる超重要人物)価格で、カウンターでの商品受取りができること、平行輸入品ではないことを強調した。オメガ側は情報を得た後に調査を行ったところ、史書華は台湾の百貨店の店舗におけるVIP客にすぎず、かつて一定期間内に大量の腕時計を購入して、統一發票(領収書)の発行を要求したことがあったが、双方の間には提携又は許諾の関係はないことが分かった。

オメガ側は、史書華は提携という名義で商業活動を行い、商品の転売(による利益)又はクレジットカードのポイントを稼ごうとしたもので、消費者に双方の間に賛助又は許諾の関係があることを誤認させ、オメガの商標権とグッドウィルに係る権利を侵害していると判断し、商標法及び公平交易法(訳注:独占禁止法及び不正競争防止法に相当)違反で告訴を提起した。

知的財産及び商事裁判所の一審では審理した結果、史書華の宣伝内容は確かに消費者にオメガと史書華が許諾関係にあると誤認、混同させ、オメガの商標の信用と名声を損なっていると認め、史書華に対して、「OMEGA+Ω」をオンラインショップ、広告、デジタル動画、電子媒体、ネットワーク及びその他の媒体に使用してはならず、「OMEGA+Ω」を含む標識、広告及びその他の販促品を除去し廃棄するとともに、50万新台湾ドルの賠償金を支払うよう命じた。双方は上訴し、二審では史書華に50万新台湾ドル以外に、さらに20万新台湾ドルを追加した、合計70万新台湾ドルの賠償金支払いを命じるとともに、2つのFBファンページ「シールド歯科医・史書華」及び「邪教教祖・史伊森」に勝訴告知の連続30日間掲載を命じた。本件はさらに上訴できる。(2026年5月)

## J260519Y2

### 03 コラボ商品が著名 IP「我不是胖虎」の盗用で、40 万新台湾ドルの賠償命令判決

知的財産及び商事裁判所の差戻一審で、人気女性芸能人の許允樂が 2021 年に発売したコラボ商品「百威小老虎（音訳：バイ・ウェイ・シャオ・ラオ・フー）」は確かに中国の IP「我不是胖虎（音訳：ウォー・ブー・シー・パン・フー）」を盗用していると認定した。5 年近くに及ぶ法廷での争いを経て、裁判所は（許允樂に対して）40 万新台湾ドルの賠償金、金利及び訴訟費用の支払いと、関連商品の廃棄を命じる判決を下した。

裁判所は、許允樂が販売した「百威小老虎」コラボ商品と「我不是胖虎」の図案は極めてよく似ており、細部を微調整しただけで独立した創作ではなく、「我不是胖虎」の高い知名度に鑑みて、関連の図案は早くに公開されており、服飾品のコラボ商品を取り扱う業者にとって、見たことがないと言い訳することは難しいと認め、盗用を構成すると判定した。

裁判所は許允樂が（自分が飼っている）猫をインスピレーションとしたという供述や（デザインの）ドラフトについて証拠が足りず、ドラフトには制作日や修正の記録がなく、創作過程を証明することが困難であり、かつ商品の視覚的外観も「我不是胖虎」と高度に類似していると認め、最終的に米果服飾開発有限公司（Migo-mobo international Ltd.）と許允樂に対して連帯で 40 万新台湾ドルを賠償すること、米果服飾開発有限公司と代表者である廖信鈺もさらに連帯で 40 万新台湾ドルと金利を賠償すること、さらに権利侵害品をすべて破棄すること、今後は関連の図案を使用しないことを命じる判決を下した。（2026 年 5 月）

## J260512Y5

## J260512Z5

### 04 台湾の研究力が世界で輝きを放つ 2026 年エジソン賞で 16 賞を獲得

経済部は 5 月 12 日に「2026 年エジソン賞受賞記者会見」を開催し、2026 年台湾は「イノベーション界のアカデミー賞」という異名を持つ「エジソン賞（Edison Awards）」において、合計 16 の賞を獲得したと発表した。同賞はイノベーションが真に世界を変えて実用化を実現する能力があるかを重視するもので、今回の受賞は台湾が世界のイノベーションにとって重要なパートナーとなりつつあることを示している。

経済部の産業技術司（Department of Industrial Technology, MOEA）によると、台湾はエジソン賞においてデル（Dell）、メドトロニック（Medtronic）、ダウ・ケミカル（Dow Chemical）等の有名企業と肩を並べて受賞しており、これは台湾が世界の技術革新という分野において確固たる地位を築いていることを示すものであるという。エジソン賞のエグゼクティブ・ディレクターであるフランク・ボナフィリア（Frank Bonafilia）氏は、台湾はすでに「非常に実用的で、世界で使われる製品とサービス」を創出できるようになったと特別に言及している。

今年のエジソン賞において、台湾の技術はハイエンド医療材料、環境サステナビリティ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）に集中していた。経

済部の管轄下にある研究法人（工業技術研究院（ITRI）、金属工業研究發展中心（MIRDC）、紡織産業総合研究所（TTRI））は合計で3金6銀3銅を獲得し、かつ受賞技術はすでにミズノ、笙特科技（Sangtech Lab）等の大手企業との提携を通じて産業の現場に導入されている。国内企業である印能科技（Ableprint）と光林智能（Leotek）も卓越した研究開発力で受賞している。

健康・医療及び人道的配慮の分野において、ITRIの生物医学及び医学材料研究所（Biomedical Technology and Device Research Laboratories）及び材料及び化工研究所（Material and Chemical Research Laboratories）はTTRIと共同開発した「ハイブリッド再生靱帯（Hybrid Regenerative Ligament Technology）」で金賞を獲得した。ITRI等は新光合織（Shinkong Synthetic Fibers）、合碩生技（Ossaware Biotech）、台湾百和（Taiwan Paiho）、睿邑生技（Renax Biomedical Technology）等の国内大手企業と協力して、人工靱帯が経年劣化により断裂しやすいという問題を解決するため、移植後の強度が市販品の3倍で、組織再生を誘発する重要な医療材料を開発した。また社会福祉のニーズに応えるMIRDCの「言語インタラクティブ治療ソフト（MagicABC）」はAI支援を運用し、言語療法士の人手不足という問題を効果的に緩和することができ、言語発展遅延の症例の80%以上において改善が見られた。

環境サステナビリティとグリーン・マニュファクチャリングの分野において、ITRIのグリーンエネルギー・環境研究所（Green Energy and Environment Research Laboratories）が金賞を獲得した「道路舗装材料の再生リサイクル応用（Sustainable Pavement Material Recycling）」は、廃棄される回収舗装アスファルトを再生することで、台湾において年間に485万トンに上る砂利採取を削減できる。また、TTRIがミズノに技術移転した「メルトブロー3D一体成型ランニングシューズ（A Slice of Running Shoe）」は、製造工程を6分間に短縮でき、単一材質のデザインとすることで、高性能スポーツシューズの回収が難しいという長年の課題を解決できた。MIRDCの「スマート省エネ燃焼システム（Energy-efficiency Combustion System）」は、加工産業の二酸化炭素排出量削減に役立っている。

DXとスマート・マニュファクチャリング（SM）に分野において、ITRIの機械・機電システム研究所（Mechanical and Mechatronics Systems Research Laboratories）が金賞を獲得した「回転機器の予兆診断システム（Prognosis Monitoring System）」は、半導体等の高精度産業における突発的な故障のリスクを解決するもので、あるケースでは1.5億新台幣ドルの損失を回避した実績がある。また、TTRIの「締結部品のスマート・マニュファクチャリング成形制御技術（AI-Driven Fastener Forming Quality Monitoring）」は、締結部品生産の歩留まり率を0%近くにまで下げることができる。最先端の封入プロセスにおいて、印能科技（Ableprint Technology）は高機能真空技術（訳注：半導体封入時におけるボイド発生とフラックス残留の問題を解決できる「Eliminate Void & Residue Terminator System」技術が受賞）でチップの信頼性を確保し、資訊工業策進会（III）はEdgeAI通信システム技術（訳注：「Edge AIによるXRイマーシブ・インタラクティブ通信システム（AI Edge Computing × XR Immersive Interactive System）」技術が受賞）でイマーシブ・インタラクティブのビジネスチャンスを開拓している。（2026年5月）

## 台湾知的財産権関連の判決例

### 01 特許実案意匠

#### ■ 判決分類：特許実案意匠

I 特許権者が明細書で特許請求の範囲における用語に特別な意味を与えているとき、その特別な意味で解釈

#### ■ ハイライト

原告は台湾第 I380671 号特許（以下「係争特許 1」）、第 I439669 号特許（以下「係争特許 2」）の専用実施権被許諾者である。原告は次のように主張した：被告は原告の同意を得ずに、Find N シリーズ、Find X シリーズ、Reno シリーズ、A シリーズの携帯電話デバイス（以下「係争商品」）の輸入、販売の申し出、販売を行い、それにインストールして使用されている「Color OS13」又は「Color OS14」OS は、ユーザー向け説明書、又は被告のサイトに記載された実施の技術的特徴を対比した結果、文言上、係争特許 1 及び 2 の請求項の範囲に入り、特許権侵害を構成しているため、専利法第 96 条第 2 項、第 97 条第 1 項第 2 号、第 2 項等の規定により本件訴訟を提起し、被告に損害賠償を請求する等々。

係争特許 1 請求項 1 の用語である「マルチタスクモジュール」をどのように解釈すべきか。

係争特許 1 請求項 1 の「マルチタスクモジュール」は「同時に複数のプログラム又は作業を行い、並びに画像情報と音声情報を同期化する機能を有するモジュール」と解釈すべきである。請求項を解釈するとき、その中のすでに知られる用語についてはその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（当業者）が理解する通常の意味に解釈すべきであるが、特許権者が明細書においてその用語に特別な意味を与えているときは、明細書に記載された特別な意味に基づいて解釈すべきである。係争特許 1 の明細書第 14 乃至 15 頁から、係争特許 1 の「マルチタスクモジュール」は画像情報と音声情報を同期化する機能を有することがわかり、マルチタスクモジュールは当業者が理解するところの同時に複数のプログラム又は作業を行うことができる機能を有するという意味に解釈する以外に、係争特許 1 明細書で与えられている画像情報と音声情報を同期化する機能という特別な意味を含むべきであるため、被告の主張は採用するに足りない。

## II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所民事判決

【裁判番号】 113 年度民專訴字第 70 号

【裁判期日】 2025 年 9 月 9 日

【裁判事由】 財産権関連の専利権侵害争議等

原告 艾恩科技股份有限公司 (APAM TECHNOLOGY CO., LTD.)  
被告 薩摩亞商新茂環球有限公司台灣分公司 (NEW BOOM GLOBAL LIMITED  
TAIWAN BRANCH (SAMOA))

上記当事者間における財産権関連の専利権侵害争議事件について、本裁判所は 2025 年 8 月 4 日に口頭弁論を終結し、次のとおり判決する。

主文

- 一、原告の請求を棄却する。
- 二、訴訟費用は、原告の負担とする。

### 一 事実要約

原告は台湾第 I380671 号特許（以下「係争特許 1」という）、第 I439669 号特許（以下「係争特許 2」といい、「係争特許 1」と併せて「係争特許」という）の専用実施権被許諾者である。原告は次のように主張した：被告は原告の同意を得ずに、Find N シリーズ、Find X シリーズ、Reno シリーズ、A シリーズの携帯電話デバイス（以下「係争商品」という）の輸入、販売の申し出、販売を行い、それらにインストールして使用されている「Color OS13」又は「Color OS14」OS は、ユーザー向け説明書、又は被告のサイトに記載された実施の技術的特徴を対比した結果、文言上、係争特許 1 の請求項 1、3、4、6、11 及び係争特許 2 の請求項 14 の範囲に入り、特許権侵害を構成しているため、専利法第 96 条第 2 項、第 97 条第 1 項第 2 号、第 2 項等の規定により本件訴訟を提起し、被告に損害賠償を請求する等々。

### 二 両方当事者の請求内容

原告の請求：被告は原告に対し金 151 万新台幣ドル及び起訴状副本送達の日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払え。

被告の答弁：(一)原告の請求を棄却する。(二)不利な判決を受けたときは、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

### 三 本件の争点

- (一)係争商品は文言上、係争特許 1 請求項 1、3、4、6 の範囲に入るのか。
- (二)係争商品は文言上、係争特許 1 請求項 11 及び係争特許 2 請求項 14 の範囲に入るのか。
- (三)係争特許 1 請求項 11 には無効とすべき事由があるのか、原告は権利を主張することができるのか。
- (四)係争特許 2 請求項 14 には無効とすべき事由があるのか、原告は権利を主張することができるのか。

原告の主張(省略)

被告の主張(省略)

### 四 心証を得た理由

(一)係争特許 1 請求項 1 の「マルチタスクモジュール」、「無線動画通信モジュール」、請求項 11 の「動画通信モジュール」、「コンバータ」、「前記制

御ユニットに結合し、動画通信、動画撮影、又は写真撮影において照明を提供する照明モジュール」、及び係争特許 2 請求項 14 の「地理的情報モジュール」、「前記地理的情報モジュールに結合して被救助者の地理的位置を提供できるようにする、伝送モジュール」という特許権範囲の解釈：

被告は次のように主張している：(1)係争特許 1 請求項 1 の「マルチタスクモジュール」は「同時に複数のプログラム又は作業を行うことができるモジュール」と解釈すべきであり、2012 年 3 月 5 日付で提出された補正で係争特許 1 明細書第 14 頁に追加された「マルチタスクモジュール 500 は複数のプログラム又は作業を行うことができ、とくに多方の画像情報を処理する時であり、マルチタスクモジュール 500 が無いと、信号の遅延が生じて音声情報と画像情報が同期処理されない」という内容(本裁判所ファイル二第 502、503 頁)を読み取るべきではない；(2)係争特許 1 請求項 11 の「モード」が、複数の撮影モードを選択でき、また複数のタイプの照明光源も選択できるのかを確認できない(本裁判所ファイル二第 504 頁)；(3)係争特許 2 請求項 14 の「地理的情報モジュール」は「慣性を利用してナビゲーションの手段とし地理的位置情報を提供するモジュールであり、衛星測位を利用して地理的情報を取得する必要がないもの」と解釈すべきであり、「地理的情報モジュールに結合して被救助者の地理的位置を提供できるようにする、伝送モジュール」は「慣性を利用してナビゲーションの手段とし地理的位置情報を提供するモジュールに結合し、かつ衛星測位を利用して地理的情報を取得する必要がなく、被救助者の地理的位置を伝送できる、伝送モジュール」と解釈すべきである。しかし調べたところ以下の通りである：

(1)請求項を解釈するとき、その中のすでに知られる用語についてはその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が理解する通常の意味に解釈すべきであるが、特許権者が明細書においてその用語に特別な意味を与えているときは、明細書に記載された特別な意味に基づいて解釈すべきである。係争特許 1 の明細書第 14 乃至 15 頁から、係争特許 1 の「マルチタスクモジュール」は画像情報と音声情報を同期化する機能を有することがわかり、マルチタスクモジュールは当業者が理解するところの同時に複数のプログラム又は作業を行うことができる機能を有するという意味に解釈する以外に、係争特許 1 明細書で与えられている画像情報と音声情報を同期化する機能という特別な意味を含むべきであるため、被告の主張は採用するに足りない。

(2)係争特許 1 請求項 11 にはすでにポータブルデバイスで動画通信を行うことが開示されている

動画撮影と写真撮影においては、選択インターフェースで照明モジュールのモードを選択でき、係争特許 1 の明細書第 13 頁にも、照明光源のモードは赤外線モードやフラッシュモードのようなナイトモードであってよいことが開示されており、即ち「モード」は照明光源のモードである。よって撮影モードは照明光源を提供するのに用いるモードではないという被告の主張は採用するに足りない。

(3)さらに係争特許 2 の明細書には「地理的情報モジュール」等に関連する内容が記載されていない。よって「地理的情報モジュール」は「慣性を利用してナビゲーションの手段とし地理的位置情報を提供するモジュールであり、

衛星測位を利用して地理的情報を取得する必要がないもの」と解釈すべきであり、「地理的情報モジュールに結合して被救助者の地理的位置を提供できるようにする、伝送モジュール」は「慣性を利用してナビゲーションの手段とし地理的位置情報を提供するモジュールに結合して、かつ衛星測位を利用して地理的情報を取得する必要がなく、被救助者の地理的位置を伝送できる、伝送モジュール」と解釈すべきであるとする被告の主張には根拠がない。

(二) 係争商品は文言上、係争特許 1 請求項 1、3、4、6 の範囲に入らない

1. 係争特許 1 請求項 1 の「マルチタスクモジュール」は「同時に複数のプログラム又は作業を行い、並びに画像情報と音声情報を同期化する機能を有するモジュール」であり、即ち係争特許 1 請求項 1 の「マルチタスクモジュール」は同時に複数のプログラム又は作業を行うことができる他に、画像情報と音声情報を同期化できる機能も有する。甲第 4 号証又は甲第 6 乃至 11 号証の内容により、係争商品は係争特許 1 請求項 1 の画像情報と音声情報を同期化する機能に対応する「マルチタスクモジュール」を有しないため、係争商品は係争特許 1 請求項 1 の要件 1A、1G の文言に当てはまらない。
2. 係争商品は「Color OS 13」又は「Color OS 14」OS がインストールされている携帯電話デバイスであり、当業者は前記携帯電話デバイスが係争特許 1 請求項 1 の「制御ユニット」、「ディスプレイ」に対応して、処理、表示の機能を行えることを直接的かつ一義的に導き出すことができ、係争特許 1 請求項 1 の要件 1B、1C の文言に当てはまる。
3. 係争商品は「Color OS 13」又は「Color OS 14」OS がインストールされている携帯電話デバイスであり、ビデオ機能があり、係争特許 1 請求項 1 の「無線動画通信モジュール」に対応し、係争特許 1 請求項 1 の要件 1H の文言に当てはまる。
4. 以上に基づき、「Color OS 13」又は「Color OS 14」OS がインストールされている係争商品が有する技術的特徴は、係争特許 1 請求項 1 の要件 1B、1C、1D、1E、1F、1H の文言に当てはまるが、要件 1A、1G の文言に当てはまらず、オールエレメントルールに適合せず、係争商品は文言上、係争特許 1 請求項 1 の範囲に入らない。また係争特許 1 の請求項 3、4、6 はいずれも係争特許 1 請求項 1 の従属項であり、係争特許 1 請求項 1 のすべての技術的特徴を含み、係争商品は文言上、係争特許 1 請求項 1 の範囲に入らないため、係争商品は文言上、係争特許 1 請求項 3、4、6 の範囲にも入らない。

(三) 係争商品は文言上、係争特許 1 請求項 11 及び係争特許 2 請求項 14 の範囲に入る：

1. 係争商品は「Color OS 13」又は「Color OS 14」OS がインストールされている携帯電話デバイスであり、ビデオ機能があり、係争特許 1 請求項 1 の「無線動画通信モジュール」に対応し、即ち係争特許 1 請求項 11 の要件 11A、11G の文言に当てはまる。係争商品の携帯電話デバイスは「制御ユニット」、「ディスプレイ」、「音声入力／出力ユニット」、「コンバータ」に対応して、データ処理、表示、音声の入力と出力、音声信号のアナログ／デジタル変換の機能を行い、係争商品は係争特許 1 請求項 11 の要件 11B、11C、11D、11E の文言に当てはまる。また甲第 4 号証第 26 頁に「撮影」、

「フラッシュライト」、「画面上のフラッシュライト（の図）を軽くタッチすると、オフ、オン、自動、補助光を設定できる」機能が記載されていることから、係争商品には係争特許 1 請求項 11 の写真を撮影するための「画像キャプチャモジュール」、撮影する時に必要な照明光源を提供する「照明モジュール」、撮影する時に照明光源の選択機能を提供する「照明モジュールに結合する、選択インターフェース」があることが分かり、係争商品は係争特許 1 請求項 11 の要件 11F、11H、11I の文言に当てはまる。係争商品は係争特許 1 請求項 11 の「光センサ」に対応し、光源の条件を検知してフラッシュライトのオンオフを選択する機能を有し、係争商品は即ち係争特許 1 請求項 11 の要件 11J、11K の文言に当てはまる。これにより、係争商品は即ち係争特許 1 請求項 11 の要件 11A 乃至 11K の文言に当てはまり、係争商品は文言上、争特許 1 請求項 11 の範囲に入る。

2. 係争商品は「Color OS 13」又は「Color OS 14」OS がインストールされている携帯電話デバイスであり、係争商品は係争特許 2 請求項 14 の要件 14A の文言に当てはまる。また当業者にとって直接的かつ一義的に導き出すことができるものである。前記携帯電話デバイスには「処理ユニット」、「表示ユニット」、「メモリ」があり、データの処理、表示、及び保存の機能を行い、係争商品は係争特許 2 請求項 14 の要件 14B、14E、14G の文言にも当てはまる。

係争商品は係争特許 2 請求項 14 の「地理的情報モジュール」、「電子マップモジュール」に対応する技術内容を有し、係争商品に現在の位置情報を提供しており、係争特許 2 請求項 14 の要件 14C、14D の文言に当てはまる。また係争商品は係争特許 2 請求項 14 の「画像キャプチャモジュール」に対応する技術内容を有し、係争商品に写真撮影を提供しており、係争特許 2 請求項 14 の要件 14F の文言にも当てはまる。さらに、係争商品には位置シェア機能があり、緊急コールで係争商品の現在位置情報を伝送することができる。係争商品は係争特許 2 請求項 14 の「救助要請キー」に対応する技術内容を有し、係争商品に緊急コールの起動を提供し、係争特許 2 請求項 14 の「伝送モジュール」に対応する技術内容も有し、係争商品に係争商品に現在の位置情報の伝送を提供しており、係争特許 2 請求項 14 の要件 14H、14I の文言に当てはまる。これにより、係争商品は係争特許 2 請求項 14 の要件 14A 乃至 14I の文言に当てはまり、係争商品は文言上、係争特許 2 請求項 14 の範囲に入る。

(四) 係争特許 1 請求項 11 には無効とすべき事由があり、原告は権利を主張することができない：

1. 係争特許 1 の出願日は 2008 年 6 月 13 日であり、優先権主張日（優先日）は 2007 年 6 月 14 日であり、2012 年 11 月 19 日に特許査定が下されている。よって無効とすべき原因があるか否かは、特許査定時に適用されていた 2010 年（民国 99 年）8 月 25 日改正公布、同年 9 月 12 日施行の専利法（いわゆる「99 年専利法」）を以て判断すべきである。発明が、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者（当業者）が出願前の先行技術に基づいて容易になし得るときは、専利法により特許を受けることができない、と 99 年専利法第 22 条第 4 項に規定されている。

2.乙第4号証、或いは乙第5号証、或いは乙第6号証、或いは乙第5、6号証の組合せ、或いは乙第4、5号証の組合せ、或いは乙第4、5、6号証の組合せはいずれも、係争特許1請求項11の進歩性欠如を証明するに足る：

(1)付表三に示される乙第1乃至6号証の公開日又は公告日はいずれも係争特許1の優先日(2007年6月14日)よりも早いため、乙第1乃至6号証は係争特許1の先行技術であることを、先に述べておく。

(2)乙第4号証と係争特許1請求項11との対比：

乙第4号証には係争特許1請求項11の全ての技術的特徴が開示されており、係争特許1請求項11は当業者が乙第4号証により容易になし得るため、進歩性を有しない。

(3)乙第5号証と係争特許1請求項11との対比：

乙第5号証には係争特許1請求項11の全ての技術的特徴が開示されており、係争特許1請求項11は当業者が乙第5号証により容易になし得るため、進歩性を有しない。

(4)乙第6号証と係争特許1請求項11との対比：

乙第6号証には係争特許1請求項11の全ての技術的特徴が開示されており、係争特許1請求項11は当業者が乙第6号証により容易になし得るため、進歩性を有しない。

(5)乙第4号証、或いは乙第5号証、或いは乙第6号証はそれぞれ係争特許1請求項11が進歩性を有しないことを証明できることは前述した通りであり、乙第5、6号証の組合せ、或いは乙第4、5号証の組合せ、或いは乙第4、5、6号証の組合せは、いずれも係争特許1請求項11の進歩性欠如を証明するに足る。

(五)係争特許2請求項14には無効とすべき事由があり、原告は権利を主張することができない：

1.係争特許2の出願日は2011年1月17日であり、2014年4月24日に特許査定が下されている。よって無効とすべき原因があるか否かは、特許査定時に適用されていた2014年(民国103年)1月22日改正公布、同年3月24日施行の専利法(いわゆる「103年専利法」)を以て判断すべきである。「明細書は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が、その内容を理解し、それに基づいて実施できるように、明確かつ十分に開示されなければならない。特許請求の範囲は、特許を受けようとする発明を特定しなければならない。それは一以上の請求項を含むことができ、請求項毎に明確かつ簡潔な方式で記載し、かつ明細書によって裏付けられるものでなければならない。」と103年専利法第26条第1、2項に規定されている。次に「発明が、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易になし得るときは、特許を受けることができない。」と同法第22条第2項に規定されている。

2.原告による係争特許2請求項14の2013年8月8日付補正内容は(出願時の)明細書、特許請求の範囲又は図面の開示範囲を越えており、係争特許2請求項14は103年専利法第26条第1、2項に違反している：

(1)調べたところ、原告は2013年8月8日に知的財産局に対して係争特許2の補正を提出しており、その中で請求項14に「地理的情報モジュール」

に関する内容が追加されており、「前記ポータブル通信デバイス内に設置され、地理的位置情報の提供に用いられる、地理的情報モジュール」、「前記地理的情報モジュールに結合して被救助者の地理的位置を提供できるようにする、伝送モジュール」が含まれる。係争特許 2 請求項 14 に追加された「前記ポータブル通信デバイス内に設置され、地理的位置情報の提供に用いられる、地理的情報モジュール」、「前記地理的情報モジュールに結合して被救助者の地理的位置を提供できるようにする、伝送モジュール」は出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に明確に記載されていない。係争特許 2 請求項 14 の 2013 年 8 月 8 日付補正は、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を越えている。

- (2) 係争特許 2 に係る発明は、ジャイロスコープ、重力センサー、MEMS ジャイロスコープ又は加速度センサーに使用し、衛星測位システムを排除して、衛星信号が届かない地下室で測位に必要な地理的位置情報を取得するという課題を解決するものである。その発明の属する技術分野において通常の知識を有する者(当業者)であっても、係争特許 2 の明細書の開示内容から、係争特許 2 請求項 14 のポータブル通信デバイスが、衛星信号が届かない地下室で測位に必要な地理的位置情報を取得して、係争特許 2 が解決しようとする課題を解決することはできず、即ち係争特許 2 の明細書は、当業者が明細書、特許請求の範囲及び図面という三者全体を基礎として、出願時の通常の知識を参酌し、過度の実験を行うことなく、その内容を理解でき、係争特許 2 の発明を製造、使用することで課題を解決し、予期せぬ効果を奏することができるように、係争特許 2 請求項 14 に係る発明を明確かつ十分に記載していない。これにより、係争特許 2 の明細書はそれに基づいて(発明を)実施することができないという状況があり、かつ係争特許 2 請求項 14 の補正で追加された内容は明細書によって裏付けられておらず、103 年専利法第 26 条第 1、2 項規定に違反しており、無効とすべき事由がある。
3. 乙第 7 号証、或いは乙第 7、8 号証の組合せ、或いは乙第 7、9 号証の組合せ、或いは乙第 7、8、9 号証の組合せはいずれも、係争特許 2 請求項 14 の進歩性欠如を証明するに足る：
- (1) 乙第 7 乃至 9 号証の公開日又は公告日はいずれも係争特許 2 の出願日(2011 年 1 月 17 日)よりも早いため、乙第 7 乃至 9 号証はいずれも、係争特許 2 の先行技術であることを、先に述べておく。
- (2) 乙第 7 号証と係争特許 2 請求項 14 との対比：  
乙第 7 号証には係争特許 2 請求項 14 の全ての技術的特徴が開示されているため、係争特許 2 請求項 14 は当業者が乙第 7 号証により容易になし得るため、進歩性を有しない。
- (3) 乙第 7 号証は係争特許 2 請求項 14 が進歩性を有しないことを証明できることは前述した通りであり、乙第 7、8 号証の組合せ、或いは乙第 7、9 号証の組合せ、或いは乙第 7、8、9 号証の組合せはいずれも、係争特許 2 請求項 14 の進歩性欠如を証明するに足る。

以上の次第で、本件係争商品は文言上、係争特許 1 請求項 1、3、4、6 の範囲に入らない。それは文言上、係争特許 1 請求項 11、係争特許 2 請求項 14 の

範囲に入るが、係争特許 1 請求項 11、係争特許 2 請求項 14 にはいずれも無効としてもよい原因があり、知的財産事件審理法第 41 条第 2 項規定により、原告は被告に権利を主張することはできないため、原告は専利法第 96 条第 2 項、第 97 条第 1 項第 2 号、第 2 項規定により被告に 151 万新台湾ドルの元金と利息を賠償するよう請求することには理由がなく、棄却すべきである。

本件原告の請求には理由がなく、知的財産事件審理法第 2 条、民事訴訟法第 78 条により、主文の通り判決する。

2025 年 9 月 9 日  
知的財産第一法廷  
裁判官 吳俊龍

## 02 商標権

### ■ 判決分類：商標権

#### I 他人の商標を意図的に模倣し、それに便乗した商標登録出願の認定

#### II 判決内容要約

知的財産及び商事裁判所行政判決  
【裁判番号】 113 年度行商訴字第 64 号  
【裁判期日】 2025 年 06 月 11 日  
【裁判事由】 商標異議

原告 渡邊食品股份有限公司  
被告 經濟部知的財産局  
参加人 東正股份有限公司

#### 主文

- 一、原告の訴えを棄却する。
- 二、訴訟費用は原告の負担とする。

#### 一 事実要約

原告である渡邊食品股份有限公司（旧社名：渡邊屋餐飲股份有限公司）は、2021 年 5 月 21 日、単なる中国語の「渡邊」を商標図案とし、第 43 類の「飲食店、日本料理店、……、レストラン、……、飲食サービスの提供」等のサービスを指定使用し、被告である經濟部知的財産局に登録を出願した。被告による審査を経て許可され、2022 年 4 月 16 日に登録第 2260578 号商標（以下「係争商標」という）として公告された。

その後、参加人である東正股份有限公司（著名タレントの蕭敬騰と日本人シェフの渡邊信介が共同で開設した日本料理店「渡邊」の実際の経営者）は、係争商標の登録が商標法第 30 条第 1 項第 12 号の規定に違反することを理由として、2022 年 7 月 15 日に異議を申立てた。被告は審査を経て、2024 年 5 月 31

日、「異議成立、係争商標の登録は取消すべきである」との処分（以下「原処分」という）を下した。原告はこれを不服として訴願を提起したが、経済部は申立てを棄却した。原告はなお承服できないため、知的財産及び商事裁判所に本件行政訴訟を提起した。

## 二 双方当事者の請求内容

原告（渡邊食品股份有限公司）の請求

1. 訴願決定及び原処分をすべて取消す。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

被告（經濟部知的財産局）の請求

1. 原告の訴えを棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

参加人（東正股份有限公司）の請求

1. 原告の訴えを棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

## 三 本件争点

係争商標の登録は商標法第 30 条第 1 項第 12 号の規定の適用があるか。商標法第 30 条第 1 項第 12 号に「同一又は類似の商品又は役務について、他人の先使用に係る商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務取引又はその他の関係を有する為に、他人の商標の存在を知っており、意図的に模倣して登録出願したものは、登録を受けることができない。」と規定されている。

## 四 判決理由要約

裁判所は係争商標の登録が商標法第 30 条第 1 項第 12 号に違反する事実があると認定し、原告の訴えを棄却するとの判決を下した。その理由は以下のとおりである。

（一）参加人は引用商標「渡邊及び図」を先使用していた。

裁判所は参加人が異議申立及び訴訟段階において提出した証拠を斟酌し、「渡邊及び図」商標（以下引用商標という）が係争商標の出願日（2021 年 5 月 21 日）以前に飲食サービスにおいて確かに先使用されていたと認定した。その理由は以下のとおりである。

1. アップルニュースが 2020 年 11 月 17 日、「【スcoop】蕭敬騰が日本のミシュランシェフとタッグを組み、高級日本料理店『渡邊』を来月オープン」との標題の記事を掲載し、レストランの準備過程、シェフの経歴及び店名「渡邊」について詳しく紹介した。また、参加人も 2020 年 10 月 20 日に Facebook ページ「渡邊」を開設し、2020 年 11 月から複数の予告や宣伝投稿を公開した。Instagram の公式アカウントも 2020 年 11 月から関連コンテンツを投稿している。オープンした後、多くの報道機関が「渡邊」が 11 月 19 日に開業した事実を報道した。
2. 上記報道機関による報道、PR 活動の証拠で、引用商標「渡邊及び図」が係争商標出願日（2021 年 5 月 21 日）以前に日本料理店サービスに先使用されていた事実があったことを証明することができる。

（二）原告による「渡邊」商標先使用の主張は信用できない。

原告は2020年5月以前に「渡邊屋餐飲股份有限公司」を設立し、並びに同年10月に「渡邊屋和風料理」をプレオープンし、参加人よりも早くから「渡邊」商標を使用していたと主張しているものの、裁判所は次のとおり認定した。

- 1.原告会社の最初の登録名称及びプレオープン時に使用した看板、名刺はいずれも「渡邊屋」であり、これは3文字の商標であり、係争中登録出願の2文字商標「渡邊」とは異なる。原告は出願日以前に「渡邊」を独立した商標の主要部分として使用していたことを証明できていない。原告は2020年11月頃に社名を「渡邊食品」に変更し、「渡邊日本料理」のページを開設して宣伝を行ったが、その各行為の時点はいずれも参加人「渡邊日本料理」がページを開設し(10月20日)、商標図案を公開し、メディアへの披露及び正式オープン(11月19日)を行ったスケジュールよりも遅かった。原告のプレオープンに関する証拠は、「渡邊屋」の使用を証明するに過ぎないので、「渡邊」商標を先に使用していた事実を認定することはできない。
- 2.原告は2020年5月29日の設立時、及び渡邊勝夫が同年7月24日に原告の被保険者になったとき、原告はいずれもFacebookページを開設していなかったのに、参加人が同年10月20日にFacebookで「渡邊」のページを開設した後、原告も同年11月4日、5日に相次いでFacebookに「渡邊日本料理」、「渡邊食品」のページを開設したので、原告が主張する、総料理長「渡邊勝夫」を招聘したため、「渡邊」を会社名、店名、商標とし、且つ参加人より先に「渡邊」商標を使用していたといった事情は採用できるものとは認め難い。

(三) 両商標は類似を構成する

係争商標「渡邊」及び引用商標「渡邊及び図」は、いずれも中国語の「渡邊」/「渡邊」を主要な識別部分としている。そのうち「邊」は「邊」の異体字であり、発音及び概念は完全に同一で、字形や画数にわずかな違いがあるに過ぎない。通常の知識と経験を有する消費者が、異なる時間、場所で全体を分離して観察した場合、そのわずかな字形の差異を見落としやすく、両者が同一またはシリーズ商標であるとの連想を生じやすい。よって、両商標は外観及び觀念のいずれにおいても高度に類似している。

(四) 両商標が使用されているサービスは同一または極めて類似している

係争商標は「飲食店、レストラン…」等、すべての飲食サービスに使用指定されており、一方、引用商標は「日本料理店」のサービスに実際に使用されており、引用商標が先使用されていた日本料理店のサービスと比較すると、両者のサービスの性質、内容または目的は、一般社会通念及び市場取引状況により、一般のサービス利用者に、それ等が同一または同一ではないが、関連性のある出所からのものと誤認されやすいので、同一または極めて類似したサービスに該当するはずである。

(五) 原告は参加人と同業競合関係にあり、参加人が先に使用していた引用商標の存在を知っていて、模倣の意図をもって登録を出願した。

- 1.原告は「渡邊」が一般的な氏名であり、その使用は善意に基づくものであると主張しているが、裁判所は「渡邊」は確かに日本の氏名ではあるものの、引用商標文字「渡邊」の「邊」という文字は「邊」の異体字であり、よく見かける氏名とは言えず、その表彰するサービス内容の説明とは直接

的な関連性がなく、消費者はこれをサービスの出所を指示して区別する標識だと思うので、国内消費者の認識では、引用商標は全体として相当な識別性があると認定した。

- 2.原告と参加人はいずれも日本料理店を経営しており、両者の営業地点はともに台北市にあり、直接的な競合関係がある同業者であり、且つ地理的な近接性もある。同業者間では、市場動向、競合相手の情報について、当然ながらより詳しく把握し、注目しているものである。
- 3.参加人レストランがオープンの前に、原告が「渡邊」を商標としてレストランを経営していた事実はなく、且つ参加人がFacebook ページで「渡邊」を使用し、及び参加人「渡邊」日本料理店がオープンして、メディア報道により公表された後に、はじめて会社名を「渡邊食品股份有限公司」に変更し、「渡邊」をもって頻繁に関連サービス情報を発信したことから、原告が引用商標と極めて類似する「渡邊」を係争商標として登録出願し、日本料理と同一または極めて類似するサービスに使用指定したことが、客観的に偶然であるとは言い難い。

(六) 以上を総合し、裁判所は係争商標の登録は確かに商標法第 30 条第 1 項第 12 号に違反し、登録を取り消すべきであると認定した。

台灣國際專利法律事務所  
TIPLo Attorneys-at-Law/  
Taiwan International Patent & Law Office

台灣 10409 台北市南京東路二段 125 号  
偉成大樓 7 階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿 2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二 506 号

